

送配電等業務指針の変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第8条、第9条	<p>・供給計画の提出について、3月末日までに御機関より経済産業大臣に提出する規程であることから、その期日を遵守するために、小売・発電事業者からの供給計画の提出期日を早める必要があることは理解できる。</p> <p>・ただし、提出期日を早めることにより、以下の要因から計画の精度が下がる可能性が懸念される。</p> <p>①年明けから始まる官公庁の翌年度4月供給開始分の競札結果を反映し切れない(落札決定は3月になるケースも多い)。</p> <p>②家庭用の低圧需要の場合には、1年を通じてエネルギー需要が多い1,2月の実績を反映し切れない。</p>	<p>提出期日を早めることについて、ご理解いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、計画の精度が下がる可能性についてのご懸念につきましては、本機関も認識しております。一方で、本機関は供給計画を取りまとめのうえ3月末日までに経済産業大臣へ提出する必要もあります。従いまして、電気事業者におかれましては、今回変更する提出期日を踏まえ、供給計画の案および供給計画をできる限りの精度で作成頂きますよう宜しくお願い致します。</p>
2		以下余白	
3			
4			
5			